下線部変更(2022年6月27日)

現 行改正後(省 略)(現行どおり)

第 21 条(取引の制限等・禁止行為)

お客様が、説明書、約諾書、本規定、法令諸規則およびその他当社の定める事項のいずれかに違反した場合、または当社に対する債務の履行を怠った場合、当社は、ただちにお客様の本取引を制限または停止することができるものとします。

2 取引経験、資産状況に照らして過大な取引と判断 した場合は、お客様に連絡のうえ、新規取引を制限す る場合があります。

(新 設)

(新 設)

- 3 お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。また、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うことを承諾いただくものとします。
- (1) 本取引システムまたは本取引システムの運用に 対して過大に負荷を強いる行為。
- (2) 本取引システムで通常実行できないような取引を行う行為。
- (3) お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を当社の同意を得ずに公開、複製、 転載、再配布、販売する行為。
- (4) 当社(当社の関係会社を含みます)の役職員 (当社の関係会社の役職員を含みます)に対する暴 言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言 動、業務を妨害する行為。
- (5) 本取引システムの脆弱性、お客様または当社の通信機器、通信回線、システム機器等もしくはインターネットの脆弱性、インターバンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為。
- (6)本取引とは無関係と思われる入出金を行う行 為。
- (7) 前各号のほか、当社とお客様または他のお客様 との円滑な取引に支障をきたす行為。

第21条(取引の制限・禁止行為)

お客様が、説明書、約諾書、本規定、法令諸規則およびその他当社の定める事項のいずれかに違反した場合、または当社に対する債務の履行を怠った場合、当社は、ただちにお客様の本取引を制限または停止することができるものとします。

- 2 取引経験、資産状況に照らして過大な取引と判断 した場合は、お客様に連絡のうえ、新規取引を制限す る場合があります。
- 3 当社からお客様への本取引に係る郵便物および電子メールが、宛先不明等により返送された場合、お客様の住所、メールアドレスその他の変更手続きが完了するまでの間、当社はお客様の取引を制限できるものとします。
- 4 お客様は、マイページのお客様情報を最新に保つ こととします。お客様情報画面の必要記載事項が入力 されていない場合、また、最新の情報に更新されてい ないと当社が判断した場合、当社はお客様の取引を制 限できるものとします。
- <u>5</u> お客様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。また、お客様の行為が当該禁止行為に該当するかどうかの判断は当社が行い、お客様は当社の判断に従うことを承諾いただくものとします。
- (1) 本取引システムまたは本取引システムの運用に 対して過大に負荷を強いる行為。
- (2) 本取引システムで通常実行できないような取引 を行う行為。
- (3) お客様と当社の間で交わされた電子メール、電話、書簡等の内容を当社の同意を得ずに公開、複製、 転載、再配布、販売する行為。
- (4) 当社(当社の関係会社を含みます)の役職員 (当社の関係会社の役職員を含みます)に対する暴 言、恫喝、脅迫、虚言、誹謗中傷、名誉を毀損する言 動、業務を妨害する行為。
- (5) 本取引システムの脆弱性、お客様または当社の通信機器、通信回線、システム機器等もしくはインターネットの脆弱性、インターバンク市場等の混乱等を利用して不当に利益を得ようとする行為。
- (6) 本取引とは無関係と思われる入出金を行う行 為。
- (7) 前各号のほか、当社とお客様または他のお客様 との円滑な取引に支障をきたす行為。

現	行	
- 711	J	

4 前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前に通知することなくお客様の取引口座の新規取引を規制し、過去に遡り補正を行うことができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。

(以下、省略)

附則

本規定は、2022年3月28日より施行する。

6 前項の禁止行為が行われた場合、当社は事前に通知することなくお客様の取引口座の新規取引を規制し、過去に遡り補正を行うことができることとします。これにより不足金が発生した場合、当該不足金について当社はお客様に請求できるものとします。また、当該禁止行為により当社が損害を被った場合は、お客様は当該損害に対し賠償責任を負うものとします。

改正後

(以下、現行どおり)

附則

本規定は、2022年<u>6月27日</u>より施行する。 (2022年6月8日 作成)